

○経済産業省令第 号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）を実施するため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成十二年通商産業省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（報告書についての公告及び縦覧） 第八条 機構は、報告書を作成したときは、報告書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、関係	（報告書についての公告及び縦覧） 第八条 機構は、報告書を作成したときは、報告書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、関係

都道府県内において、報告書及び要約書を公告の日から起算して三十日以上の相当の期間を定めて縦覧に供しなければならない。 一〇五 「略」 二・三 「略」	都道府県内において、報告書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。 一〇五 「略」 二・三 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。